

令和 6 年度の取組について

京都府水道事業広域的連携等推進協議会 令和 5 年度幹事会
令和 6 年 3 月 6 日

京都府建設交通部公営企画課

令和6年度からの取組について

京都府においては、公営企業の効果的・効率的な運営を推進するため、令和5年度から**上下水道に関する公営企業部門を建設交通部において一体的に所管**。

また、令和6年4月に**水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管**されることから、国において官民連携をはじめとする上下水道の共通課題に対して、上下水道一体の取組を推進することが必要とされているところ。

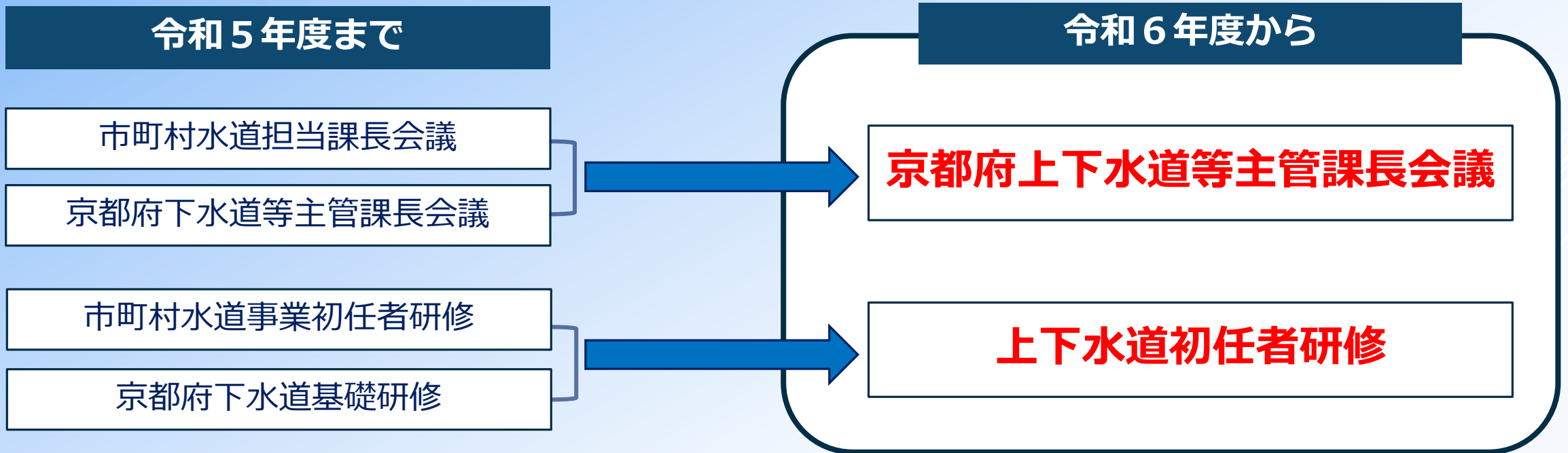
令和6年度から

- 1. 上下水道一体となった会議・研修を実施**
- 2. 上下水道一体での支援を目的とした交付金を創設**

1. 上下水道一体での会議・研修の実施

- ・ 市町村間の協議の場の設定や議論のベースとなる情報の提供
- ・ 市町村共通の課題に対応する人材育成研修や技術継承の取組

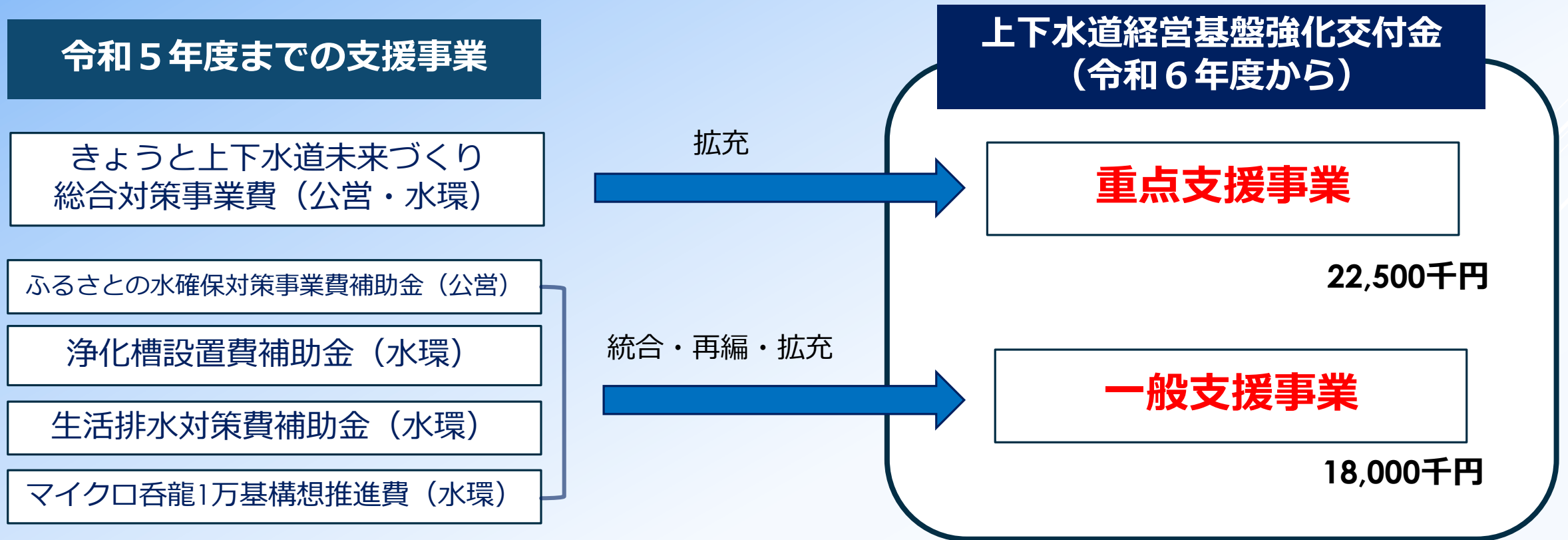
イメージ



※ 上記は上下水道一体開催の一例。
既存の会議・研修について、可能な限り上下水道一体での開催とする予定

2. 市町村上下水道経営基盤強化交付金（概要）

これまで公営企画課（水道行政担当課）、水環境対策課（下水道行政担当課）が個別に行ってきた支援事業を統合・再編・拡充し、それぞれの事情に応じて、市町村がより柔軟に活用できる交付金を創設。広域化・共同化や上下水道一体での取組の推進により経営基盤の強化を支援。



2. 上下水道経営基盤強化交付金（概要）

本事業の実施にあたっては「**上下水道経営基盤強化計画**」を作成し京都府に提出するものとする。

（1）重点支援事業

上下水道の広域化・共同化に係る取組や上下水道一体による事業
（例：広域化・共同化に必要となる調査検討等）

（2）一般支援事業

市町村の上下水道経営基盤に資する事業
（例：上下水道未普及地域解消事業、計画策定、ICT技術導入、内水被害対策等）

詳細は次のスライド

○ 補助対象について

京都市含む府内全市町村及び一部事務組合

○ 交付金の額について

市町村負担額の2分の1、ただし一般支援事業は1業務あたり100万円上限

○ 交付期間について

令和6年度から令和10年度まで（浄化槽設置事業については令和8年度まで）

○ 予算配分について

上下水道経営基盤強化計画に基づき、当該年度予算範囲内で各市町村に対して配分額を決定

■支援内容

重点支援事業（拡充）

- （ア）上下水道の広域化・共同化に係る計画策定業務
- （イ）窓口業務や保守点検水質検査業務等、同一市町村等内の上下水道分野等又は複数の市町村等による事務や業務委託の広域化・共同化に必要な調査検討業務
- （ウ）同一市町村等内の上下水道分野又は複数の市町村等が共同で利用するシステム整備に向けた調査検討業務
 - ※施設の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoTを用いるものを含む。）、上下水道システムの再構築に係る調査計画業務を含む。
- （エ）下水処理場を有する市町村等による汚泥処理の効率化又は複数の市町村等による汚泥の広域的な集約・処理及び利活用の推進等に必要な調査検討業務
- （オ）その他本事業の目的に準じたもので京都府知事に協議の上、承認を得た事業

※ 必要に応じて府が直接執行

■支援内容

一般支援事業

- ふるさとの水確保対策事業
- 浄化槽設置整備事業
- 生活排水処理対策事業
- 経営・維持管理計画等策定事業（拡充）
- ICT技術導入事業（拡充）
- 内水浸水リスクマネジメント推進事業（拡充）
- 雨水貯留施設設置事業

※ 下線部はR5まで実施していた事業

■留意事項

(1) 計画内流用について

重点支援事業から一般支援事業への流用は不可（内示は重点・一般で分けて行う）

（一般から重点への流用、重点・一般支援事業内での流用は可）

年度内に執行見込み調査を実施し、市町村間の調整を行うことで柔軟な予算配分を行う。

(2) 国庫補助との関係について

各事業の実施にあたっては、それぞれ該当する国による補助を受けることを要件とする。

（対象となる国庫がない場合を除く）

3. 京都府からの依頼事項

- (1) 上下水道一体での取組をはじめ、積極的な交付金活用の検討をお願いします。市町村のみでは実施が困難な調査検討業務については府にご相談ください。
- (2) 関心のある他府県の先行事例や研修等で取扱いを希望するテーマがありましたら、是非ご連絡ください。